

平成 27 年 6 月 30 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

三菱東京 UFJ 銀行による「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」の取り扱い開始について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行）は、お客さまの多様なニーズに対応するため、平成 27 年 7 月 1 日より、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（取締役社長 ^{わかばやし たつお} 若林 辰雄）の個人向け信託商品「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」の取り扱いを開始いたします。

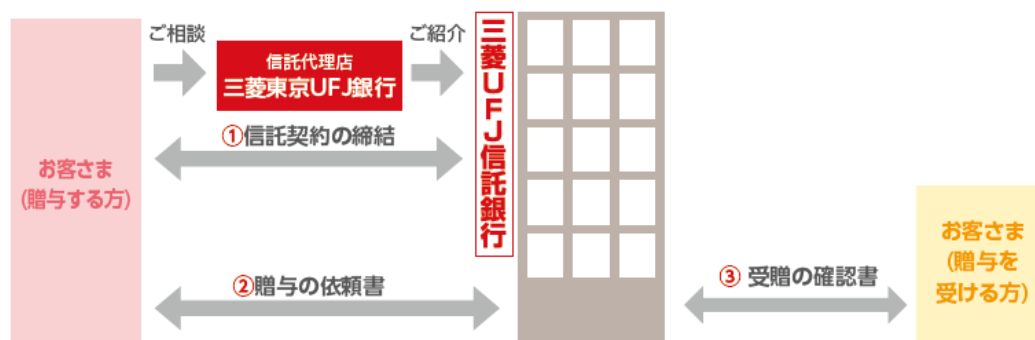
「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」は、毎年の生前贈与の手続きを管理手数料無料で代行する三菱 UFJ 信託銀行の信託商品です。相続税制の改正などを受け、相続対策の 1 つとして生前贈与が注目されるなか、平成 26 年 6 月の発売以来、ご契約件数は 1 万件を超え、お客さまから大変ご好評をいただいております。

今般、三菱東京 UFJ 銀行が信託代理店となり、同行の信託代理店業務取り扱い店舗（*）でも「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」のご相談が可能となります。既に同行で取り扱っている「教育資金贈与信託（まごよろこぶ）」、「ずっと安心信託」や遺言信託などの相続・資産承継に関連した信託商品と合わせて、生前贈与から資産管理・資産承継まで幅広いお客さまのニーズにお応えしてまいります。

（*）平成 27 年 7 月 1 日現在で 680 店舗

三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、今後もグループ各社の機能を活用した商品・サービスの提供に努めてまいります。

【商品の仕組み】



■ご契約時

① 贈与する方のお手続き (贈与手続きは原則年に1回できます)	<ul style="list-style-type: none">・ご資金を三菱UFJ信託銀行へお預け入れ・今後、贈与を受ける方の候補(受益者候補)を3親等以内のご親族からご指定・ご契約時に第1回目の贈与手続きを依頼することも可能
---	--

■ご契約の翌年以降の贈与手続きについて※贈与手続きは原則年に1回できます。

②贈与する方のお手続き	三菱UFJ信託銀行から毎年お送りする「贈与の依頼書」に「誰に」「いくら」贈与するのか記入してご返送
-------------	---

※贈与のご希望がない場合は、依頼書をご返送いただく必要はありません。

三菱UFJ信託銀行から贈与を受ける方へ「受贈の確認書」を郵送

③贈与を受ける方のお手続き	三菱UFJ信託銀行からお送りする「受贈の確認書」に贈与を受けるかどうかなどの必要事項を記入してご返送
---------------	--

三菱UFJ信託銀行は、贈与手続きを実施

※贈与を受けた方のご資金は金銭信託(5年もの)にて運用、管理いたします。

※贈与を受けた後、ご契約の残高等について年1回、贈与する方にもお知らせします。

【商品の概要】

贈与手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与する方は、ご契約時に今後贈与を受ける方の候補（受益者候補）を3親等以内のご親族からご指定いただきます。（複数名のご指定が可能） ・贈与する方は、原則として年に1回、贈与手続を行うことができます。 ・三菱UFJ信託銀行は、三菱UFJ信託銀行所定の書面をもとに、贈与する方と贈与を受ける方との贈与手続を行います。
信託金額	500万円以上 3,300万円以下（1円単位） （3,300万円を超える金額での設定もご相談に応じます）
信託期間	5年以上 30年以下
運用方法	金銭信託5年ものによる合同運用（元本保証・預金保険制度対象）
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・管理報酬：無料 ・運用報酬：3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた額

以 上